

競争参加者の資格に関する公示

呉（８）第６突堤構内配電線路等工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

令和８年５月２９日

中国四国防衛局長 深和 岳人
(公印省略)

- １ 工 事 名 呉（８）第６突堤構内配電線路等工事
- ２ 工事場所 広島県呉市
- ３ 工事概要 本工事は、以下の工事を行うものである。
 - ・構内配電線路工事 一式
 - ・構内通信線路工事 一式
 - ・屋根付駐車場新設 S-1 延面積 約 1,700 m²×１棟
 - ・警衛所新設 RC-1 延面積 約 68 m²×１棟
 - ・待機所新設 RC-1 延面積 約 100 m²×１棟
 - ・倉庫（１）新設 S-1 延面積 約 290 m²×１棟
 - ・倉庫（２）新設 RC-1 延面積 約 6 m²×１棟
 - ・上屋（３）新設 S-1 延面積 約 19 m²×１棟
 - ・哨舎（１）新設 RC-1 延面積 約 5 m²×１棟
 - ・哨舎（２）新設 RC-1 延面積 約 3 m²×１棟上記に係る電気設備工事および通信・情報設備工事一式
- ４ 工期 契約締結日の翌日から令和１０年１２月１５日まで
- ５ 競争参加資格審査申請書の交付
 - （１） 交付期間 入札公告日から令和８年９月１日までの行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）をいう。）を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。
 - （２） 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンターから提供する。ただし、紙による交付場所は以下のとおり。

〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀 6－30
中国四国防衛局総務部契約課 電話 082-223-7233
 - （３） そ の 他 特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。

6 申請書の提出

- (1) 提出期間 入札公告日から令和8年6月12日までの行政機関の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。
- (2) 提出場所 上記5(2)に同じ。
- (3) 提出方法 申請書に次に掲げる書類を添付し、持参、郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)又は電子メールにより提出すること。

なお、電子メールにより提出する場合、送信後、上記5(2)にその旨を必ず電話で連絡すること。

E-mail keiyaku-cs@ext.chushi.rdb.mod.go.jp

ア 総合評定値通知書(建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。)又は経営規模等評価結果通知書で令和7・8年度資格審査申請の際に提出したものの写し

イ 共同企業体協定書の写し

ウ 下記7(2)アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類(申請書とともに交付する様式により作成したものに限り。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告(建設工事)」(令和8年5月29日付支出負担行為担当官中国四国防衛局長)に示すところにより交付する入札説明書の別紙様式第3と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。)。

- (4) その他 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

申請書は、令和8年6月12日以降、当該工事に係る開札の時まで(行政機関の休日を除く。)随時、受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

7 特定建設工事共同企業体としての資格

- (1) 特定建設工事共同企業体の構成

特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者による2又は3社の組合せとする。

ア 防衛省における令和7・8年度の一般競争(指名競争)参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)のうち、「電気工事」で級別の格付を受け、中国四国防衛局に競争参加を希望している者であること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。)。

イ 防衛省競争参加資格の「電気工事」に係る総合審査数値(資格審査結果通知書の記3の総合審査数値欄の点数)が、代表者は870点以上、代表者以外

の構成員は 780 点以上であること。

ウ 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、中国四国防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（防経施（事）第 150 号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

エ 上記 1 に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

オ 共同企業体の代表者及び構成員については、中国四国防衛局の管轄区域（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県又は高知県）内に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。

（2）構成員の技術的要件等

特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 平成 23 年 4 月 1 日から入札公告日までに、次の①又は②のうち、いずれかを施工した実績を有すること。

① 元請けとして完成及び引渡しが完了した国内における工事のうち、特定建設工事共同企業体の代表者については、構内配電線路工事(高圧)を施工した実績を、また、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、構内配電線路工事を施工した実績を有すること。

特定建設工事共同企業体の構成員としての実績を使用する場合は、2 者による企業体にあつては出資比率が 30%以上、3 者による企業体にあつては出資比率が 20%以上のものに限る。また、いわゆる分担施工目的の企業体の場合は、出資比率に限らずどの部分の工事を施工したかにより実績を判断するため、施工部分のわかる資料を提出すること。

② 防衛省発注の建築工事、土木工事、機械工事、電気工事及び通信工事の 5 職種のうち複数の職種の工事を一括で発注した工事（以下、「総合発注工事」という。）の一次下請けとして完了した工事のうち、特定建設工事共同企業体の代表者については、構内配電線路工事(高圧)を施工した実績を、また、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、構内配電線路工事を施工した実績を有すること。

ただし、防衛省発注の総合発注工事の一次下請けとして完了した工事において、工事成績評定点が 65 点未満のものを除くものとする。

イ 建設業法の電気工事につき許可を有しての営業年数が 5 年以上であること。

ウ 代表者は、電気工事に係る監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

（3）出資比率要件

すべての構成員が、均等割りの 10 分の 6 以上の出資比率であるものとする。

(4) 代表者の要件

代表者は、電気工事に係る施工能力が大きいと認められる者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

- 8 上記 7 (1) アに掲げる競争参加資格の級別の格付けを受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記 6 により申請することができる。この場合、上記 7 (1) アに掲げる競争参加資格の級別の格付けを受けていない者は、上記 7 (1) ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了していないとき又は上記 7 (1) アに掲げる競争参加資格の級別の格付けを受けていない者が当該工事の開札までに上記 7 (1) ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

9 資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10 資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後 3 か月以内を経過するまでとする。ただし、当該工事の請負者以外の者であっては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。

11 その他

- (1) 特定建設工事共同企業体の名称は、「呉(8)第6突堤構内配電線路等工事 ○○○建設・○○○建設・○○○建設建設共同企業体」とする。
- (2) 当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時ににおいて、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告(建設工事)」に示すところに従い、資格審査結果の通知を受けていなければならない。